

水俣病の慰謝料請求

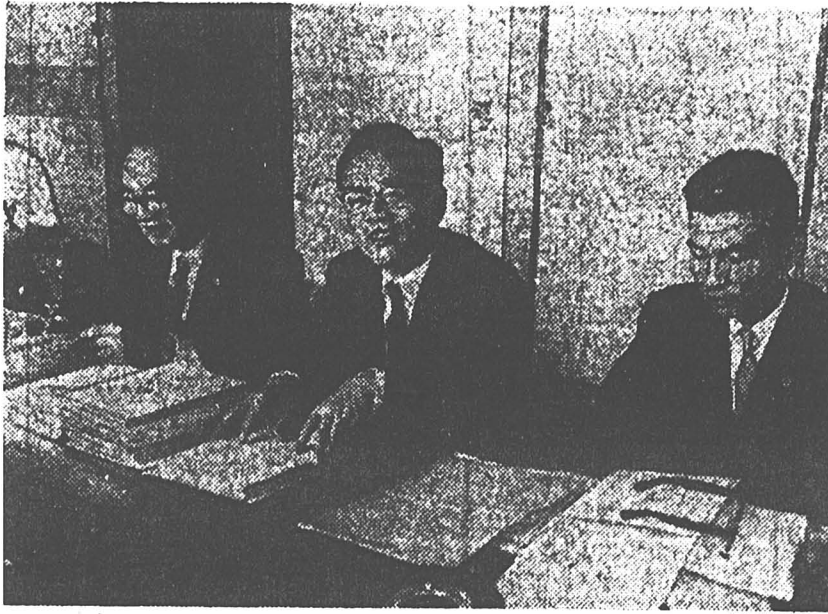
訴提一括一ようま

総額は6億4千万円

死者、重症
は8百万円 28世帯の112人分

水俣病患者互助会の訴訟派はきょう十四日、二十八世帯、百十二人分の慰謝料総額六億四千三百三十九万四千四百十四円にのぼる損害賠償請求の訴えを熊本地裁民事部に対して起こす。四月二十日訴訟に踏み切ってから二万月ぶ

SOHU



水俣病訴訟で最終決定を発表する弁護団（左から森、千馬、福田氏）

訴訟派の訴訟手続きを進めている水俣病訴訟弁護団（山本茂雄団長、三百四十人）は十三日午後六時から提訴前の最終打ち合わせを行ない、既定方針どおり十四日午前十時、熊本地裁へ一括提訴することを確認、印刷した訴状の読み合わせを行なった。

最終的に確定した原告は三十五人の患者本人と、死し者を含めた患者（四十一人）の家族七十七人の合わせて百十二人。世帯数は結婚して県外に居住して別世帯になっていた人を同世帯として扱ったためこれまでより一世帯減り二十八世帯となった。世帯別で請求金額の最も多いのは江郷下三軒さん宅（死し者一、労働不能患者二、労働可能患者一・原告数六）の五千三百万円。最も少ない牛嶋直さん宅（労働不能者一・原告数二）で二千万円となっている。

最終決定した慰謝料の算定基準は患者を①死者②重症者③労働不

能者④労働可能者——の四ランクに分け、①と②の場合本人が八百万円、配偶者四百万円、親子三百万円③の場合本人七百万円、配偶者三百万円、親子二百万円④の場合本人六百万円、配偶者と親子二百万円、子百万円となっている。

提訴は十四日午前十時、患者代表と弁護団、弁護団五十人が熊本地裁に集まり、代表が民事訴訟窓口に活版印刷した五十四外に及